

## ① 弁護士への法令違反か否かの相談に対する弁護士からの回答

別紙①

平成〇年〇月〇日

X株式会社  
法務部 ○〇部長殿

意見書

△△法律事務所  
弁護士 △△△△

当職は、貴社から依頼を受け、貴社の事業に関する独占禁止法上の問題点について、下記の各事実を前提として、次のとおり意見を述べる。

## 前提事実

## 製品Aに関する事実

- (1) 貴社は、製品Aのメーカーであり、我が国のAの製造販売分野におけるシェアは約●パーセント（第1位）である。Aの主な製造販売業者としては他にY社、Z社が存在し、両社のシェアはそれぞれY社が約●パーセント（第2位）、Z社が約●パーセント（第3位）となっている。貴社、Y社及びZ社の製品Aには基本的に代替性が存在し、Aの需要者の多くは貴社、Y社及びZ社のうち複数社と取引関係を有している。
- (2) Aの需要者のうち、α社は〇〇分野で人気を誇る製品Bの製造販売事業者であるところ、α社は安定調達や調達価格の低減のために複数社からAを購入することとしており、遅くとも平成〇年〇月〇日の時点で貴社、Y社及びZ社はいずれもα社と取引関係を有していた。α社との取引を担当する者は営業部の●●氏であり、Y社は営業部の▲▲氏、Z社は営業部の■氏であった。
- (3) 平成〇年〇月頃からα社の担当者は取引交渉の場で貴社●●氏に対してY社及びZ社のAの価格や数量を参考として提示（以下「参考価格」という。）し、価格の引き下げを求めるようになった。●●氏は、参考価格よりも高い価格を提示すれば取引を失うおそれがあるため本参考価格と同じかそれよりも低い価格を提示せざるを得ないと考えたが、本参考価格があまりにも安価であったため、X社及びY社が実際にその価格を提示しているのかを確認する必要があるものと考えていた。
- (4) 平成〇年〇月〇日、貴社、Y社及びZ社が所属する〇〇協会の定期会合が開催された。貴社●●氏、Y社▲▲氏及びZ社■氏はこの定期会合に参加したのち三人で夕食をとることになったが、その夕食の場で●●氏はα社からの価格低減の要求が厳しい旨を発言したところ、▲▲氏と■氏もこれに同調し、互いにα社との交渉におけるやり取りを告げた。
- (5) 酒宴の席であり●●氏の記憶にあいまいな部分が残るものの、少なくとも上記のやり取りは次の内容を含むものであった。
  - ・本参考価格の具体的金額
  - ・●●氏が適切と考えている金額が〇円であること（以下「特定価格」という。）
- (6) 特定価格に対する▲▲氏と■氏の反応は、必ずしも明らかではない。
- (7) 平成〇年〇月〇日以降、α社との取引は〇円前後で締結されるようになっていく。また、α社の担当者から参考価格が提示されることは以前よりも少なくなっており、提示された場合であっても特定価格との差額は以前より小さくなっている。
- (8) なお、貴社は、過去にも製品Aについて不当な取引制限を行ったとして平成〇年〇月〇日に公正取引委員会から排除措置命令を受けている。

## 設問

1. 上記の製品Aに関する各事実は独占禁止法に違反するか。
2. 仮に上記事実が独占禁止法に違反する場合、貴社はどのような手段をとるべきか。

## 結論

1. 上記の製品Aに関する事実は、独占禁止法で禁止される不当な取引制限(価格カルテル)に該当する可能性が高いものと思料する。
2. 公正取引委員会に対する課徴金減免申請を検討するため、また、違法行為を行った社員に対する懲戒処分及び法令遵守体制の再構築等を検討するため、さらなる綿密な調査を行う必要があるものと思料する。

## 理由

## 製品Aについて

独占禁止法第2条第6項は不当な取引制限の禁止を規定するところ、当該条文の規定は次の通りである。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

① 弁護士への法令違反か否かの相談に対する弁護士からの回答

本件では●●氏は特定価格を▲▲氏と■●氏に伝えているところ、特定価格を聞いた▲▲氏と■●氏は貴社が特定価格においてα社と交渉するという期待を有していると考えられる。したがって、▲▲氏と■●氏は、α社から特定価格以下の価格低減要求があったとしてもこれに応えず特定価格を維持しようとする可能性が高いと思われる。したがって、これは独占禁止法第2条第6項における「相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、・・・一定の取引分野における競争を実質的に制限する」に該当する可能性が高いものと思料する。  
もっとも、・・・(以下省略)

2. 貴社の採るべき対応について

製品Aに関して、独占禁止法においては課徴金減免制度が定められているところ、仮に貴社が第一位の申請者となれば本件について課徴金は免除される。したがって、違法行為があったと考えられる場合には、課徴金減免申請を検討する必要があるため、また、当該行為を行った社員に対して就業規則に基づき処分を検討する他、貴社の法令遵守体制の適正について再度検討する必要があるため、,,,,、・・・(以下省略)

免責事項  
(省略)

以上

② 弁護士作成の社内調査報告書（概要・法的分析・法的意見）とそれに添付されたヒアリングメモ（逐語）

別紙②

平成○年○月○日

X株式会社

法務部 ○○部長殿

調査報告書

△△法律事務所

弁護士 △△△△

貴社から依頼を受けた○○の件について、当職が行った調査の結果について報告すると共に、当職の本件に関する法的評価を報告いたします。

### 1. 調査結果概要

貴社製品Aに関して、遅くとも平成○年○月○日以降、独占禁止法に違反する価格カルテル（不当な取引制限）が行われていた可能性が高いものと認められる。

### 2. 調査内容

貴社から依頼を受け当職が行った調査の内容は以下のとおりである。

#### (1) 聞き取り調査（○名）

対象者：営業部 A営業課 課長 ●●氏（別紙1）

同課 係長 ○○氏

法務部 ○○法務課 ……（以下省略）

#### (2) 書面調査

対象書面：営業部A営業課所在のAに関する契約書、稟議書、～～

同課 課長●●氏の○年○月○日付け▲▲氏宛てメール

……（以下省略）

### 3. 判明事実

(1) 平成○年○月頃からα社の担当者は取引交渉の場で貴社●●氏に対してY社及びZ社のAの価格や数量を参考として提示（以下「参考価格」という。）し、価格の引き下げを求めるようになった。●●氏は、参考価格よりも高い価格を提示すれば取引を失うおそれがあるため本参考価格と同じかそれよりも低い価格を提示せざるを得ないと考えたが、本参考価格があまりにも安価であったため、Y社及びZY社が実際にその価格を提示しているのかを確認する必要があるものと考えていた。

(2) 平成○年○月○日、貴社、Y社及びZ社が所属する○○協会の定期会合が開催された。貴社●●氏、Y社▲▲氏及びZ社■氏はこの定期会合に参加したのち三人

② 弁護士作成の社内調査報告書（概要・法的分析・法的意見）とそれに添付されたヒアリングメモ（逐語）

で夕食をとることになったが、その夕食の場で●●氏はα社からの価格低減の要求が厳しい旨を発言したところ、▲▲氏と■氏もこれに同調し、互いにα社との交渉におけるやり取りを告げた。

- (3) 酒宴の席であり●●氏の記憶にあいまいな部分が残るものの、少なくとも上記のやり取りは次の内容を含むものであった。

- ・本参考価格の具体的金額
- ・●●氏が適切と考えている金額が○円であること（以下「特定価格」という。）

- (4) 特定価格に対する▲▲氏と■氏の反応は、必ずしも明らかではない。

- (5) 平成○年○月○日以降、α社との取引は○円前後で締結されるようになっている。また、α社の担当者から参考価格が提示されることは以前よりも少なくなっており、提示された場合であっても特定価格との差額は以前より小さくなっている。

#### 4. 法的評価

独占禁止法第2条第6項は不当な取引制限の禁止を規定するところ、当該条文の規定は次の通りである。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

本件では●●氏は特定価格を▲▲氏と■氏に伝えているところ、特定価格を聞いた▲▲氏と■氏は貴社が特定価格においてα社と交渉するという期待を有していると考えられる。したがって、▲▲氏と■氏は、α社から特定価格以下の価格低減要求があったとしてもこれにこたえず特定価格を維持しようとする可能性が高いと思われる。したがって、これは独占禁止法第2条第6項における「相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、・・・一定の取引分野における競争を実質的に制限する」に該当する可能性が高いものと思料する。

もつとも、・・・(以下省略)

以上

② 弁護士作成の社内調査報告書（概要・法的分析・法的意見）とそれに添付されたヒアリングメモ（逐語）

（調査報告書の別紙）

聴取調書

日 時： 平成○年○月○日 午後○時から午後○時まで

場 所： △△法律事務所

被聴取者： X株式会社 営業部 A営業課 課長 ●●●

聴取者： 弁護士 △△

△△： 御社の製品Aの営業に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとの通報があったとのことであり、御社から依頼を受けて当職が調査を行うこととなった。本日はAの営業活動の実態についてお話を伺いたい。

●●●： 承知した。

△△： では、まず他社との接触の状況についてお伺いしたい。競合他社と会うことはあるか。例えば業界の定期会合とか。

●●●： 当社は○○協会に加盟しており、その定例会議で同席する。その他にも個人的な付き合いで会うことはある。

△△： そのときはどのような会話をしているのか。

●●●： やはり、あまり景気がよくないとか、今後の見通しとか。

△△： その際に価格の話とかはしているか。

●●●： 直接価格の話をすることはない。しかし、やはり皆、他社の価格とか取引は気になるので、直接は聞かないまでも、なんとなく聞いたりはしている。

△△： 会議の場でそのような会話となるのか。

●●●： いや、会議の場でなくて、会議後の立ち話とか飲み会とかで話すことが多い。

△△： ところで、Y社の▲▲氏という人を知っているか。

●●●： 知っているが・・・、▲▲氏が何か関係あるのか。

△△： 実はあなたのメールを会社の同意の上で確認したのだが、▲▲氏とは大分親しいように思うが・・・（続く）

③-1 弁護士が不正調査の過程で作成したヒアリングメモ（逐語）

別紙③-1

平成○年○月○日

X株式会社

法務部 ○○部長殿

聴取調査報告書

△△法律事務所

弁護士 △△△△

貴社から依頼を受けた○○の件について、貴社営業部A営業課●●氏に対して行った聴取調査の結果概要を別紙聞取調書のとおり報告いたします。

以上

③-1 弁護士が不正調査の過程で作成したヒアリングメモ（逐語）

（聞取調査報告書の別紙）

聴取調書

日 時： 平成○年○月○日 午後○時から午後○時まで

場 所： △△法律事務所

被聴取者： X株式会社 営業部 A営業課 課長 ●●●

聴取者： 弁護士 △△

△△： 御社の製品Aの営業に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとの通報があったとのことであり、御社から依頼を受けて当職が調査を行うこととなった。本日はAの営業活動の実態についてお話を伺いたい。

●●●： 承知した。

△△： では、まず他社との接触の状況についてお伺いしたい。競合他社と会うことはあるか。例えば業界の定期会合とか。

●●●： 当社は○○協会に加盟しており、その定例会議で同席する。その他にも個人的な付き合いで会うことはある。

△△： そのときはどのような会話をしているのか。

●●●： やはり、あまり景気がよくないとか、今後の見通しとか。

△△： その際に価格の話とかはしているか。

●●●： 直接価格の話をするわけではない。しかし、やはり皆、他社の価格とか取引は気になるので、直接は聞かないまでも、なんとなく聞いたりしている。

△△： 会議の場でそのような会話となるのか。

●●●： いや、会議の場でなくて、会議後の立ち話とか飲み会とかで話すことが多い。

△△： ところで、Y社の▲▲氏という人を知っているか。

●●●： 知っているが・・・、▲▲氏が何か関係あるのか。

△△： 実はあなたのメールを会社の同意の上で確認したのだが、▲▲氏とは大分親しいように思うが・・・（続く）

別紙③-2

聴取調書

（文責 国内法務課 ○○）

日時： 平成○年○月○日 午後○時から午後○時まで

場所： ○○株式会社 本社○階会議室

被聴取者： 営業部 A営業課 課長 ●●

聴取者： 法務部 国内法務課 課長 □□

同課 コンプライアンス係 ○○

聴取経緯： 社内に設置されていたコンプライアンス・ホットラインに匿名での通報があり、これによれば当社商品Aについて競合であるX社との価格カルテルが行われているとのことであった。そこで、当該通報内容の真偽等を確認するべく、同通報において関与が示唆された営業部の●●に対して聞取調査を行うこととした。

□□： 本日は法令遵守の啓発の一環として、□□課長に営業の近況についてお話を伺いたい。Aの営業については最近どのような状況か。

●●： リーマンショック後の景気後退で一時は深刻な不振となったが、現在はアベノミクスのおかげか景気も上向いてきたようで、比較的安定している。顧客からの引き合いは増えてきている。

□□： その不振の時期でもあまり価格に大きな変動はなかったようだがなぜか。

●●： 粘り強く交渉した結果、他の部分で譲歩することはあったが、価格については大筋で当社の意向を聞いてもらうことができた。

□□： しかし、競合との価格競争があるのではないか。例えばX社の製品とは直接競合すると思うが。

●●： 確かにX社の製品と当社製品は競合するが、相手の出方なども探りつつ、当社商品の強みを丹念に説明していくしかない。

□□： X社の商談をどのように把握しているのか。

●●： 交渉の中で顧客から告げられる場合もあるし、○○協会の活動で世間話をしながらそれとなく知る場合もある。

□□： 顧客から聞く場合はともかくとして、協会の場で直接話をするのは、カルテルの疑いがかかって好ましくない。

●●： カルテルはもちろん理解しているので、そのようなことにならないように気をつけている。

□□： X社の担当者と会ったりはしていないだろうか。例えばゴルフとか。

●●： ゴルフは好きな人が多いので、定期的にコンペが開かれており、都合が合えば参加



③-2 社員が社内調査の過程で作成したヒアリングメモ（逐語）

している。

□□： そのときはどのような会話をしているのか。

●●： いわゆる世間話から、最近のビジネスの状況とか。

□□： 具体的には。

●●： うーん、どんな取引があったとか。

□□： 価格の話とかはしているか。

●●： いや、それはしていない。ただ、中には意識のあまり高くない人がいるので、そのような話をされる場合がある。

□□： その時の対応は。

●●： 流すというかんじ。

□□： 拒否はしないのか。

●●： それはできない。雰囲気が悪くなる。

□□： ……。実は当社がX社とカルテルを行っているという匿名の通報があったのだが。

●●： えっ。知らない。私は聞いていない。

□□： 我々も確認したいと思っている。誤解かもしれない。X社との関係を確認する必要があると思っている。

●●： ……。承知した。

□□： では、具体的に聞かせてもらうが、X社で付き合いのある人物は。

●●： 同社の営業部の・・・(続く)